

第8回検討委員会（5/28）での委員意見と対応

| No. 意見  | 対応  |
|---|---|
| <b>前文</b>   |   |
| <p>【挑戦する権利について】</p> <p>1.<br/>子どもの4つの権利と、挑戦する権利を並列するのが適当か。挑戦できる元気な子ども・若者がメインの条例に見えてしまうのでは。ありのままの姿でそこにも良いという「存在する権利」に変更しては。</p> <p>2.<br/>4つの権利は根源的な権利なので、挑戦する権利も含まれているのでは。挑戦する権利を並べることでその位置づけがわかりにくく見えてしまうのでは。</p> <p>3.<br/>4つの権利は包括的な権利なので、挑戦する権利はおそらく参加する権利に含まれるのでは。挑戦する権利を入れることでユニークさが増すことは理解できるが、後段で、「挑戦する勇気をたたえ」という記述があるので、権利の並びからは外しても良いのでは。</p> <p>4.<br/>挑戦する権利を並列することで、5番目の権利のように誤解されてしまう恐れがあるのでは。</p> <p>5.<br/>「4つの権利を守り、その中でも（さらに・特に）挑戦する権利も大切にしていきます。」というような表現によって、多摩市としてアピールしたい点が浮き彫りになるのでは。</p> <p>6.<br/>子どもの権利条約を知らない人が見たときに「挑戦する権利」があっても違和感はないのでは。面白いと感じるので特色を示すという点であっても良いのでは。</p> <p>7.<br/>挑戦する権利と記載すると強調しすぎている気がする。後段の記載で特色を示してはどうか。</p> <p>8.<br/>4つの権利と挑戦する「権利」で並べずに、「挑戦する姿を応援する」などの表現にしては。</p> <p style="text-align: right;">（続く）</p> | <p>（※会議にて決定）</p> <p>以下のとおり修正する。</p> <p>「子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置づけ、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を定めていますが、多摩市では、子ども・若者の権利として、<u>その4つの権利に加えて、さらに挑戦する権利も大切にします。</u>」</p> <p>↓</p> <p>「子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置づけ、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を定めていますが、多摩市では、子ども・若者の権利として、<u>その4つの権利を保障し、挑戦する姿を応援します。</u>」</p> |

| No. 意見   | 対応   |
|--|--|
| <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>9.<br/>挑戦という言葉だと強く感じるが、チャレンジは、元気な子だけのものではなく、どんな子ども・若者でも、自分の課題解決に向けた、その子なりのチャレンジがある。それぞれのチャレンジを多摩市が応援するということがきちんと伝われば良いのでは。</p>   | <p>(同上)</p>  |
| <p>10.<br/>3段落目の支援から活躍までの文章のつながりが唐突では。挑戦できない子もいる。子どもが互いに支援したり社会課題の解決に挑戦できる環境の整備などを記載しては。</p> <p>「困難な子ども・若者の切れ目ない支援。<br/>社会への参画が閉ざされている子ども・若者の意思を尊重し、挑戦する姿を応援します。<br/>加えて子ども・若者が抱える課題や社会課題を子ども・若者たち自身が連帯して課題解決に挑戦し活躍できる環境を整備します。」</p> | <p>以下のとおり、「子ども・若者が抱える課題や社会課題の解決に挑戦」という要素を追記する。</p> <p>(※3段落目)<br/>「わたしたちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、寄り添った支援ができるように、連携・協力し、切れ目のない支援を行います。<br/>わたしたちは、子ども・若者の一人ひとりの意思を尊重し、<u>自ら抱える課題や社会の課題と向き合い、解決に向けて挑戦する</u>勇気をたたえ、結果にとらわれずその未来を応援します。<br/>わたしたちは、このまちで暮らし、活動している強みを生かして、子ども・若者とも力を合わせて、子ども・若者が活躍する多摩市に向けて行動します。」</p> |
| <p>第1条 目的</p>  |  |
| <p>11.<br/>「お互い(目的)」・「互い(前文)」の記載を統一すべき。</p>  | <p>「互い」に修正する。</p>  |

| 第2条 定義   |   |
|--|---|
| <p>12.<br/>「概ね」⇒「おおむね」に修正すべき。</p>  | <p>「おおむね」に修正する。</p>   |
| <p>13.<br/>(1) 子ども・若者の解説部分)<br/>ここにもっと説明が必要ではないかと思ひます。とりわけ子ども・若者をひとまとめに扱うことに批判もあるかと思ひます。そこで以下追加。</p> <p>「子ども・若者とひとまとめに表現していますが、発達段階の未成年と成人とでは社会的立場が異なることは前提としてあります。しかし、未成年から成人した若者への連続した個人の成長過程を対象として切れ目ない支援を考えることに本条例の意味があります。ただし、子どもはさらに、胎児、乳児、幼児（前・後）、学童、青少年（思春期）と、発達段階の特徴や必要とするケアや環境も異なります。この発達段階の特性を理解して、子どもの成長を見守るのは家庭のみではなく、地域、関連機関、そして市全体の役割です。」</p> | <p>趣旨を反映し、以下の記述を解説に追記する。</p> <p><u>「なお、「子ども・若者」に含まれている、未成年と成人とでは、発達段階や社会的立場が異なり、さらに子どもの中でも、胎児期、乳幼児期、学童期、思春期と、発達段階の特徴や必要な環境が異なります。このことを前提としつつも、本条例では、個人の連続した成長過程に寄り添い、切れ目のない支援を行うことを重視し、「子ども・若者」と一続きで表現しています。」</u></p> |
| 第3条 基本理念   |   |
| <p>14.<br/>各号の読点は不要では。</p>   | <p>削除する。</p>  |
| 第4条 子ども・若者の権利  |   |
| <p>15.<br/>(第3項)<br/>条文では「挑戦」、解説では「チャレンジ」と記載しているが、用語はきちんと整理した方がよい。</p>   | <p>「チャレンジ」を、「自分が抱える課題の解決も含め、挑戦」に言い換えて記述する。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>16.<br/>(※第7条への意見から抜粋)<br/>なお、子ども期の遊び特に外遊びは自然環境や地域社会と関わり、成長に重要な行為であることの理解が求められます。大人の過干渉、行き過ぎた制約を慎み、伸び伸びと子どもが遊び育つ環境を保障することで(子どもの権利条約31条参照)。本条例で言う挑戦や活躍の基本となる非認知能力は幼少期から自分で主体的に遊ぶ経験から身に付き、それは40年後の経済、社会の活力に影響することも科学的に明らかになっています(ノーベル経済学者J.ヘックマン2007)。</p> | <p>趣旨を反映し、以下の記述を解説に追記する。</p> <p><u>「なお、挑戦や活躍の基礎となる非認知能力(やり抜く力、意欲、忍耐力など、数値で図ることのできない能力)は、幼少期から主体的に遊ぶ経験によって身に付けることができます。自然環境や地域社会と関わる外遊びなど、子ども期の遊びは、成長のために重要な行為であることから、過度な干渉や制約を控え、子どもが伸び伸びと遊び育つ環境を保障することが重要です。」</u></p> |
| <p>第5条 市民の役割</p>  |  |
| <p>17.<br/>市民の中に、子ども・若者が含まれているということがわかりにくい。解説で分かりやすく説明した方が良い。</p>   | <p>解説に、市民の定義に子ども・若者が含まれていることについて追記する。</p> <p>また、第2項の解説に以下の下線部を追記する。</p> <p><u>「また、子どもは、支援されるだけでなく、困っている友人を助けるなど、支援する立場で力を発揮できる存在ですが、その行動は子どもの自発性に基づいて行われるべきものです。」</u></p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>18.<br/>「子どもは、支援されるだけではなく、支援する立場で力を発揮できる存在ですが、その行動は子どもの自発性に基づいて行われるべきものです。」に若者は含まなくてよいのか。</p> <p>19.<br/>子どもに対して義務のように役割を負わせるものではないという意図での解説だと理解しているので、現行のままでよいのでは。</p> <p>20.<br/>市民を18歳以上と定義しても良いのでは。</p> | <p>(※会議にて決定)<br/>これまでの議論を踏まえ、現行のままとする。<br/>子ども・若者を含め、市民には、それぞれの能力や状況に応じた役割があることを前提としつつも、特に子どもについては、その役割が義務であると誤解されないよう、あくまで本人の自発性に基づいて力を発揮するものであるということを解説で説明している。</p> |
|  | <p>(※事務局整理)<br/>第2項の解説にある、「早期発見・早期支援」を「早期発見・早期対応」に文言を整理する。</p>  |
| <p>第6条 市の役割</p>  |   |
| <p>※修正意見なし</p>   |   |
| <p>第7条 切れ目のない支援のためのしくみ</p>   |   |
| <p>21.<br/>「子ども・若者本人の<u>希望</u>に寄り添い」とあるが、希望をまだ持てる段階にいない、困難なケースもある。その状態そのものに寄り添うのも大切では。「状態や希望」としては。</p> <p>22.<br/>本人が希望を表現できないケースもあるので、「状況や意思」としては。</p>  | <p>(※会議にて決定)<br/>「希望」から「状況や意思」に修正する。</p>  |
| <p>23.<br/>検討委員会からの提言で、「多様な教育機会の確保」と「ピアサポートのしくみ」の間は改行すべき。</p>  | <p>修正する。</p>  |

24.

(第2項 解説)

子どもの成長 早期発見早期対応

(第2項 解説追記)

特に子どもは日々成長する発達途上であること、その発達段階にあった環境やケアの必要性を理解することが大事です。とりわけ幼少なほど影響が大きいことを認識する必要があります。困難な状況の子どもには胎児期の母子保健の段階から保育、就学へと成長する段階で関係機関が異なる断絶を無くし、切れ目ない支援の連携が大事となります。また行政の部署だけでは届かない支援を民間の団体と連携して進めることも切れ目ない支援に求められます。子ども・若者の困難な状況の克服には、早期発見・早期対応の支援の連携の体制づくりが大事です。

なお、子ども期の遊び特に外遊びは自然環境や地域社会と関わり、成長に重要な行為であることの理解が求められます。大人の過干渉、行き過ぎた制約を慎み、伸び伸びと子どもが遊び育つ環境を保障することです(子どもの権利条約31条参照)。本条例で言う挑戦や活躍の基本となる非認知能力は幼少期から自分で主体的に遊ぶ経験から身に付き、それは40年後の経済、社会の活力に影響することも科学的に明らかになっています(ノーベル経済学者 J.ヘックマン 2007)。

趣旨を反映し、以下の記述を解説に追記する。

(第2項解説)

「特に子どもは日々成長する発達の途上にあり、とりわけ幼少なほど困難の影響が大きいことから、早期発見・早期対応に向けた連携体制が重要です。困難を抱える子どもについては、胎児期の母子保健、保育、就学等の各段階で支援が途切れることのないよう、行政と民間の支援団体等が連携することも大切です。」

第8条 まちづくりへの参画・活躍のためのしくみ・環境づくり

|   |  |
|---|--|
| <p>25.<br/>「持ち得る能力を発揮」は難しい表現なので、「力を発揮」でどうか。</p> <p>26.<br/>「持ち得る能力」だと、大人側からの価値判断で能力を決めているように読めてしまうのでは。「発達段階に応じた力」ではどうか。</p> <p>27.<br/>子どもだけでなく若者もいるので、「個々に応じた能力」ではどうか。</p> <p>28.<br/>本人が自覚して持っている現状の能力のほか、潜在的な能力や可能性も含めて表現したいと考え、「持ち得る能力」と表現している。</p> <p>29.<br/>「内に秘めた力」「内包する力」ではどうか。</p> <p>30.<br/>「それぞれの持つ能力」ではどうか。</p> | <p>「持ち得る能力」を「その持てる能力」に修正する。</p>  |
| <p>31.<br/>引きこもりの当事者がこの条例を見ると、活躍をしなくてはならないように見えるのでは。誤解を招かないように、活躍が示す意味をきちんと解説で説明すべきでは。</p>  | <p>「個々の能力に応じた活躍を応援する」という趣旨を反映し、以下のとおり修正する。</p> <p>(第2項解説)<br/>「市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者が、アイデア、情報などを提供して、暮らしやすいまちをつくるために活躍力を発揮し、積極的にチャレンジ挑戦できるしくみづくりに努め、<u>個々の能力に応じた活躍を応援します。</u>」</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>32.</p> <p>発達に応じてチャレンジした結果、うまくいけば達成感を得られ、失敗してもそこから学ぶこともある。失敗しても周りは責めずに応援することが大切。そのような意図を解説に追記しては。</p> <p>「発達に応じて挑戦し経験から」</p> | <p>趣旨を反映し、以下の記述を解説に追記する。</p> <p>(第2項解説)</p> <p><u>「子ども・若者が挑戦した結果、成功した場合には達成感を得ることができ、期待した結果が伴わなかった場合でも、その経験が学びの機会になるため、周囲は結果にとらわれず、挑戦する姿勢を応援することが大切です。」</u></p> |
| <p>第9条 子ども・若者計画</p>   |   |
| <p>※修正意見なし</p>  |   |
| <p>第10条 推進体制</p>  |   |
| <p>※修正意見なし</p>  |   |